## 訂正とお詫び

【INPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト(INPUT編)の記述につき、下記の箇所において訂正が判明 致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

## 【不登法Ⅳ】

頁数	場所	誤	正
3	(2) 受託者 ① a	<u>未成年者</u> ・ <u>成年被後見人</u> ・ <u>被保佐人</u> は受託者となるこ とができない(信託 7)	未成年者 は受託者となることができない(信託7)。 (成年被後見人・被保佐人 は、受託者となることがで きることとなった)